

06

行政管理局

PROFILE

Yosuke Hashiba

平成15年 4月 総務省採用
中国四国管区行政評価局
平成16年 4月 行政管理局企画調整課
平成19年 4月 行政評価局評価監視官付
平成22年 4月 大臣官房秘書課主査
平成23年 4月 行政管理局行政情報システム企画課総務係長
平成24年 4月 行政管理局企画調整課予算係長
平成25年 4月 行政管理局準司法手続等専門官
平成27年 7月 現職

行政管理局主査
葉柴 洋祐
平成15年入省

国民の
権利利益の
救済

行政不服審査会



とある
一週間

● 月曜日

改正行政不服審査法の運用
に向け、近隣団体と意見交
換

● 火曜日

改正行政不服審査法説明会
の資料作成

● 水曜日

改正行政不服審査法説明会
のため、地方公共団体へ講
師として出張

● 木曜日

新たに総務省に設けられる
「行政不服審査会」の運用
準備の検討

● 金曜日

改正行政不服審査法の特例
を設ける他法律の審査

🔊) 違法・不当な処分からの救済

行政管理局行政手続室は、「行政手続法」と「行政不服審査法」とを所管しています。

行政機関が行う、例えば許認可等の処分について、前者は処分をする前にしなければならない手続などを定めた法律、後者は処分がされ、その処分に不満がある場合に、処分の取消しなどを求める申立てを可能とし、その審査手続を定めた法律です。

両法は、平成26年に改正が行われましたが、特に後者の「行政不服審査法」は、約50年振りの抜本的なものとなりました。

「行政不服審査法」は、国の行政機関だけでなく、地方公共団体が行う処分についても適用され、平成28年4月1日から施行されており、その適切な運用のため、国民や全国の地方公共団体を含めた行政機関への説明、相談、周知等の業務を行っています。

行政機関の処分に対する権利利益の救済と適正な行政運営の確保とを目的とする仕事であり、きめ細やかな対応が必要だと強く考えております。

🔊) 法律を所管すること、その醍醐味

私は平成25年4月から行政管理局行政手続室で、「行政不服審査法」の改正業務に携わりました。法改正は初めて携わる業務でした。

考えてもみてください。当室で検討した法律案が、国会で審議され、成立・施行されると、全国国民、国・地方公共団体の行政機関が、それを基に新しい制度を活用、運用するのです。大変なことだと思いませんか。そう思うと、ただ恐ろしいとはじめに感じたことを覚えています。

関係機関との協議、内閣法制局の審査など、忙しい時期が続くこともありましたが、でも、国会で法案が成立した時の感覚は、これまで感じたことのないものでした。

「行政不服審査法」は、違法・不当な処分により、侵害された権利利益の救済を目的とするものです。この法律をよりよいものにすることは公務員の1つの本懐ではないでしょうか。

なお、興味を持たれた方、「行政不服審査法」には5年後に見直しを検討する規定もあります。是非にいかがでしょう。



Private Time

インドア派なので、休日は主に屋内で過ごしています。家ではテレビを観る、音楽を聴く、弾くなどして過ごすことが多いです。また、お酒を飲みに行ったり、歌いに行ったりしながら過ごしています。一番は、お酒片手の欧州フットボール観戦がたまりません。時差がつかいところですが。